

短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区分	標準処理期間
組合員の資格の取得及び組合員証の交付	15日
船員組合員資格の取得及び組合証の交付	15日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	15日
任意継続組合員資格の喪失	15日
資格喪失証明書の発行	15日
上記証の記載事項の訂正	15日
上記証の亡失等による再交付	15日

2 被扶養者の資格に関する事項

区分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	15日
被扶養者の取消	15日
被扶養者証の記載事項の訂正	15日
被扶養者証の亡失等による再交付	15日

3 給付・支給等に関する事項

区分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
移送費・家族療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
家族療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
高額療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
入院時食事療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
入院時生活療養費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
出産費・家族出産費の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
埋葬料・家族埋葬料の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
傷病手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
出産手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
休業手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
育児休業手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
育児休業支援手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
育児時短勤務手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
介護休業手当金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
弔慰金・家族弔慰金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
災害見舞金の支給	30日間	月末締め切り翌月2日支給
船員組合員の療養の給付	30日間	月末締め切り翌月2日支給
船員組合員の一部負担金の額等の返還	30日間	月末締め切り翌月2日支給
前納された任意継続掛金の還付	30日間	15日締め切り月末還付

(注)※1月については、支給日が異なる。

※支給日が休日の場合については、翌営業日に支給となる。

※療養費(治療用装具等)の支給については、病院からの診療報酬明細書が到着してから、標準処理期間にて処理します。

4 その他に関する事項

区分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	15日
標準負担額減額証の交付	15日
特定疾病療養受療証の交付	15日
限度額・標準負担額減額証の交付	15日
上記証の記載事項の訂正	15日
上記証の亡失等による再交付	15日
支払未済の給付請求	30日
第三者の行為による損害請求	6ヶ月
レセプトの開示請求	60日

5 留意事項

(1) 標準処理期間には、次の期間は含まない。

- ① 適法な申請を前提に定めらものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあつては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

(2) 年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に抛りがたい場合もある。

(3) 標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、5日とする。